

第1節 計画の目的・位置付け

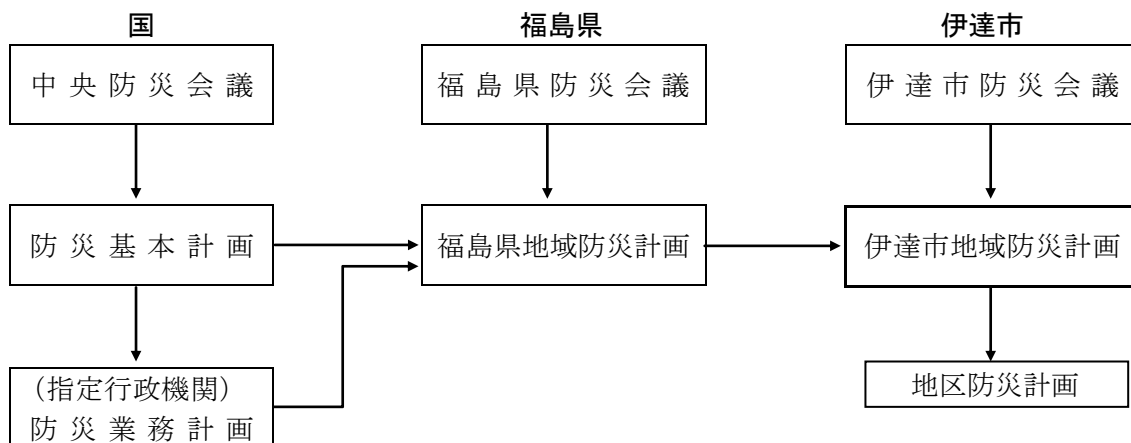
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊達市防災会議が作成する計画であり、市、消防関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関及び市民が、相互に緊密な連絡を取りつつ、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共福祉の確保を図り、住民生活の安定に資することを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、伊達市防災会議が作成する地域防災計画のうち風水害等に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、そして「福島県地域防災計画」と連携した市の地域に関する計画である。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置付け



第3 計画の構成

伊達市地域防災計画は次の各編で構成する。

1 一般災害対策編

風水害、及び個別災害（農林業、林野火災、事故災害）等の対策について定める。

2 地震災害対策編

地震災害対策について定める。

3 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 計画の修正・推進

この計画は、防災に関する基本的事項を示すもので、災害に即応した防災体制を確立するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

また、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

さらに、災害対策は有機的、一体的でなければならないことから、本計画の修正にあたっては、県地域防災計画との整合性を図るものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。従って、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練や研修を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第7 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、福島県が定める第5次地震防災緊急事業五箇年計画により、地震防災対策の強化を図るため、地震防災に関する施設、設備の整備を積極的に推進するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、計画の基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 当市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方針について定め、積極的な防災事業の推進を図る。

2 防災関係機関相互の協力体制の確立

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

3 市民の防災活動の育成強化

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、市民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加するなど、地域の防災に寄与するものとする。

市は、市内事業所等の防災組織及び自主防災組織の育成強化を図り、防災機能を十分発揮するよう努めるものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しき

ってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 防災業務施設、設備資機材等の整備等

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備等を図る。

6 関係機関との連携の強化

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、災害発生後の時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・ 気象情報、警報情報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常招集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路警戒、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次被害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等の代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の様態、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 市の概況と災害要因の変化

第1 市の自然的条件

1 位置及び面積

本市は、福島県の北東部、県都福島市の北東に隣接しており、北緯37度49分、東経140度33分（市役所本庁位置）に位置し、東は相馬市・相馬郡飯舘村に、南は伊達郡川俣町に、西は福島市及び伊達郡桑折町・国見町に、北は宮城県の白石市及び丸森町にそれぞれ隣接している。総面積は265.1km²である。

2 地勢

本市は阿武隈山系の最北端にあり、霊山の825mを最高峰に、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる福島盆地の中にある。

市の北西部を阿武隈川が流れ、この流域に肥沃な平野が広がり、人口が密集する市街地が形成されている。一方東部は阿武隈川に注ぐ広瀬川が山間部を北流し、この流域に沿って細長い平地が形成され、耕地として利用されている。集落は河川流域と山地内に散在している。

3 地質

本市の地質は、阿武隈川流域に広がる低平な沖積地と、東部を占める阿武隈山系の丘陵性山地からなっている。

沖積地は福島盆地の北東部に位置し、地下には沖積層、洪積層の順に重なる未固結堆積物が分布している。丘陵性山地は花こう岩質岩石が基盤として、表層地質には花こう岩質岩石が小規模な変成岩（結晶片岩）と安山岩質岩石を伴いながら分布している。本市東端の霊山と南西の小国地区の丘陵地には、火山砕屑性堆積物が分布している。

広瀬川をはじめとする山間部の河川流域は、礫を中心とする未固結堆積物が堆積し、細長い低地を形成している。

4 気象

本市の気象は、阿武隈山系と奥羽山脈に挟まれた内陸性の気象を示し、夏は高温、冬はやや低温となる。初霜は10月下旬にみられ、晩霜は5月下旬まであり、果樹等に大きな被害を及ぼすことがある。

初雪は11月下旬頃であるが、積雪日数は比較的少なく、積雪量は山間部でも最大で30cm程度である。年間降水量は約1,100mmと少ないが、7月から9月頃にかけては大雨となることがある。

第2 本市の社会的条件

1 人口

平成29年度当初の本市の住民基本台帳人口は、61,945人、世帯数22,575世帯である。

人口の推移をみると、著しい減少はみられないものの、減少傾向を示している。

世帯数の推移をみると、若干増加傾向にあるものの、概ね横ばいで推移している。また、1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、平成27年に2.88人にまで減少するなど、核家族化が進行している。

年齢別人口についてみると、年少人口の構成比率は、昭和50年以降減少しているが、高齢人口は増加を続け、平成2年には15.6%、平成17年では25.25%だったものが、平成27年では32.64%と高齢化が進んでいる。特に、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者、日中に高齢者のみになる世帯、虚弱高齢者など要配慮者が増加している。

■人口・世帯の推移

(単位:人)

	人 口				世帯数	伸長率：対前回比	
	総数	男	女	1世帯当たり		人口(%)	世帯(%)
昭和60年	74,626	36,460	38,166	4.10	18,245	100.6	102.2
平成2年	74,200	36,143	38,057	3.96	18,888	99.43	103.5
平成7年	73,305	35,701	37,604	3.74	19,737	98.79	104.5
平成12年	71,817	34,830	36,987	3.54	20,361	97.97	103.2
平成17年	69,289	33,510	35,779	3.35	20,714	96.48	102.0
平成22年	67,684	33,022	34,662	3.10	21,830	97.68	105.4
平成27年	62,400	30,541	31,859	2.88	21,624	92.19	99.05

(資料：国勢調査)

■年齢3区分別人口の推移

(単位:人)

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢人口 (65歳以上)	合 計 (不詳含)
昭和60年	16,409 (21.99%)	48,458 (64.93%)	9,759 (13.08%)	74,626
平成2年	14,410 (19.42%)	48,200 (64.96%)	11,589 (15.62%)	74,200
平成7年	12,482 (17.03%)	46,721 (67.74%)	14,102 (19.24%)	73,305
平成12年	10,813 (15.06%)	44,727 (62.28%)	16,277 (22.66%)	71,817
平成17年	9,714 (14.02%)	42,070 (60.72%)	17,496 (25.25%)	69,289
平成22年	8,590 (12.69%)	40,428 (59.73%)	18,666 (27.58%)	67,684
平成27年	6,712 (10.77%)	35,350 (56.74%)	20,338 (32.64%)	62,400

(資料：国勢調査)

2 土地利用

平成27年の本市における土地利用は、山林原野が93,058haと本市総面積の35.1%を占め、次いで畑、田の順となっている。推移を見ると耕地が減り宅地が増加するなど、都市化が進行している。

■土地利用状況の推移

(単位:ha)

	宅地	田	畑	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
平成12年	14,086	22,167	49,144	218	102,712	3,820	3,529	69,424	265,100
平成17年	14,313	22,007	48,831	182	101,772	3,073	3,582	71,340	265,100
平成22年	14,362	21,927	48,467	182	89,958	3,090	3,409	83,705	265,100
平成27年	14,543	21,770	48,241	170	89,943	3,115	3,502	83,816	265,100

(資料：固定資産概要調査)

3 交通

(1) 交通網

本市の道路網は、市の南部を相馬地方と県都福島市を東西方向に結ぶ国道115号が、市の中心部を国道349号、国道399号が走っており、骨格的な道路網を形成している。そしてさらに、これら基幹道路を補完し、地域住民の日常生活に密着した市道が結びつき、本市の道路網を形成している。

公共交通は、市の西端をJR東北本線が走り、中心部を阿武隈急行線が南西から北東方向に走っており、福島市等への通勤通学の足として定着している。また、路線バスは高齢者や子どもをはじめ、主に山間部に住む市民の移動手段として重要な役割を果たしている。

(2) 道路

① 国道

東北の大動脈である国道4号が市の西端を南北に縦貫しており、これに国道399号が交差し、さらに東西に横断する国道115号、南北に縦断する国道349号による基幹道路網をなしている。国道115号は重要港湾として整備の進む相馬港と福島市とを結ぶ重要路線である。道路状況は、舗装率100%、改良率は100%であるが、依然として幅員が狭隘で曲折が多い箇所が残されており、今後の大量輸送に対応した道路改良が求められている。また高速道路としては、平成23年3月の東日本大震災以降、多くの幹線道路が被災したことにより、国道115号は相双地方への連絡道として重要な役割を果たすこととなった。そのような中で霊山道路を含む、東北中央自動車道（相馬～福島間）の復興道路として重要性が高まり、今後10年以内に完成することが決定されている。市内に4か所のインターチェンジが設置されることから、本市における物流、産業、観光等の振興、発展のため早期完成が望まれる。

② 地方道（県道）

市内の県道は、主要地方道5路線と一般県道27路線の総延長142,531mである。主要地方道の福島保原線に関しては改良率、舗装率ともに100%となっている。しかし、交通不能箇所や幅員が著しく狭い箇所が残されており、早期の改良整備が待たれている。

③ 市道

本市の市道は、3,804路線、総延長1,290,176mである（平成25年4月1日現在）。市道は、住民生活と深い係わりを持つ社会基盤であり、住民生活の向上と地域振興を図るためにも計画的に整備を推進する必要がある。

第3 市における社会的災害要因の変化

災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や建築物の状況等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第1は、地域間の人口分布の変化である。都市化が進んだことにより、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。一方、農村部を中心に過疎化と同時に高齢化が進展し、高齢化比率が高くなっている。このために、災害時における農山村部での災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。また、急速な高齢化に伴う高齢者の増大や国際化に伴う外国人の増加等、いわゆる災害時要援護者の増大についても配慮しなければならない。

第2は、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による昼夜間人口の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、農村部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるので、昼間時に災害が発生した場合には、とくに農村部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高い。

第3は、人々の生活様式の変化により、電力、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動態勢への影響も考えられる。

第4は、人口減少、生活環境の変化等によるコミュニティ活動の低下、また、コミュニティ意識の低下である。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成・再編など地域の実情にあわせた防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本市における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、

決して満足できる状態にあるとはいえない。従って、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

なお、概ね5年ごとの社会構造の変化を表にして比較すると次のとおりである。

■本市における5年ごとの社会構造変化の比較

区 分		平成17年	平成22年	平成27年
人 口 (65才以上高齢化率)		69,289 人 (25.25%)	67,684 人 (27.58%)	62,400人 (32.64%)
世帯数		20,714 世帯	21,830 世帯	21,624世帯
宅地面積		14,313 ha	14,362 ha	14,543 ha
自動車保有数	小型二輪車	884 台	864 台	1,063 台
	軽自動車	23,625 台	25,535 台	26,703 台
	乗用車	24,211 台	22,306 台	21,905 台
	貨物車	4,427 台	3,730 台	3,611 台
	乗合車	95 台	93 台	106 台
	特殊用途車	992 台	868 台	803 台
	大型特殊車	73 台	67 台	78 台
水道給水人口と普及率		54,822 人 (93.4%)	58,631人 (90.9%)	55,788人 (90.9%)

(資料：国勢調査)

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 市による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の実施

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、市民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別カルテ等の作成を推進する。

第2 自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかになり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが大切である。

そのため、市民の間で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加するなど、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 消防機関

市消防団は、市の要請に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災活動を実施する。

また、伊達地方消防組合は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市、消防団と連携し、救急救助及び防災活動を実施する。

3 県の機関

県は、市町村を包括する広域的行政機関として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合的な調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- ① 伊達市防災会議に関すること
- ② 防災組織の整備及び育成指導
- ③ 防災知識の普及及び教育
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 防災施設の整備
- ⑥ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ⑦ 消防活動その他の応急措置

- ⑧ 避難対策
- ⑨ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ⑩ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ⑪ 保健衛生
- ⑫ 文教対策
- ⑬ 被災施設の復旧
- ⑭ その他の災害応急対策
- ⑮ その他災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

2 消防機関

(1) 市消防団

- ① 消防活動その他の応急措置
- ② 被災者に対する救助及び救護の実施
- ③ 災害応急対策
- ④ 災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

(2) 伊達地方消防組合

- ① 防災知識の普及及び教育
- ② 消防活動その他の応急措置
- ③ 災害に関する情報の収集及び伝達広報
- ④ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ⑤ 災害応急対策
- ⑥ 災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

3 県の機関

(1) 福島県県北地方振興局

- ① 災害応急対策組織の整備に関すること
- ② 災害情報の収集及び提供に関すること
- ③ 自衛隊の災害派遣に関すること
- ④ 市及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑤ 災害地現地調査に関すること
- ⑥ 災害対策現地報告に関すること
- ⑦ 災害応急対策に必要な応援措置に関すること

(2) 福島県県北保健福祉事務所

- ① 保健衛生関係の被害状況の収集及びその応急対策に関すること
- ② 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること
- ③ 各種消毒の指導に関すること
- ④ 井戸水等の水質検査の指導に関すること
- ⑤ 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導に関すること
- ⑥ り災者の医療、助産その他の保健衛生に関すること
- ⑦ 災害時における愛玩動物の救護に関すること

(3) 福島県県北農林事務所

- ① 農林業等被害調査に関すること
- ② 農林業災害対策補助事業

(4) 福島県県北農林事務所伊達農業普及所

- ① 農作物等被害状況の調査に関すること
- ② 災害の未然防止と災害の軽減及び拡大防止に関する技術指導に関すること
- ③ 農業災害融資に関すること

(5) 福島県保原土木事務所

- ① 降水量及び水位等観測通報

- ② 洪水予報及び水防警報の受理及び通報
- ③ 河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査及び応急修理（水防活動含む）
- ④ 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理

4 伊達警察署

- ① 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること
- ② 災害状況の把握と警備体制の確立に関すること
- ③ 被災者の救出、救護に関すること
- ④ 避難の指示及び誘導に関すること
- ⑤ 緊急輸送の確保・交通規制、その他社会秩序の維持に関すること
- ⑥ 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること
- ⑦ 他の機関の行う救助活動及び防衛活動の協力に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 国土交通省福島河川国道事務所

- ① 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- ② 所轄公共土木施設の整備と防災管理
- ③ 洪水予警報等の発表及び伝達
- ④ 水防活動の指導
- ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保
- ⑥ 被災直轄公共土木施設の復旧
- ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(2) 福島森林管理署

- ① 国有林野の保安林、保安・治山施設等の維持、造成
- ② 災害時における復旧用緊急資材の供給

(3) 東北農政局福島県拠点

- ① 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

6 自衛隊（福島駐屯地）

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 市及びその他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便(株)

- ① 災害時における郵政事業運営の確保
- ② 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- ③ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

(2) 東日本電信電話(株)福島支店

- ① 電気通信施設の整備及び防災管理
- ② 災害非常通信の確保
- ③ 被災電気通信施設の復旧

(3) 東北電力(株)福島営業所

- ① 電力供給施設の整備及び防災管理
- ② 災害時における電力供給の確保
- ③ 被災電力施設の復旧

(4) 東日本旅客鉄道(株)東北地域本社福島支店

- ① 被災地の人員輸送の確保
- ② 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力

- ③ 災害時における応急輸送対策
- ④ 被災鉄道施設の復旧
- (5) **阿武隈急行(株)**
 - ① 被災地の人員輸送の確保
 - ② 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ③ 災害時における応急輸送対策
 - ④ 被災鉄道施設の復旧
- (6) **福島交通(株) (バス機関)**
 - ① 被災地の人員輸送の確保
 - ② 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (7) **日本通運(株)福島支店**
 - ① 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
- (8) **日本赤十字社福島県支部**
 - ① 医療、助産等補助及び救護の実施
 - ② 義援金の募集
 - ③ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (9) **放送機関 (テレビ局、ラジオ局)**
 - ① 気象予報、警報等の放送
 - ② 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ③ 防災知識の普及
- (10) **新聞社**
 - ① 災害状況及び災害対策に関する報道
- (11) **運輸業者**
 - ① 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (12) **伊達医師会**
 - ① 医療助産等救護活動の実施
 - ② 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ③ 防疫その他保健衛生活動の協力

8 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) **伊達市社会福祉協議会**
 - ① 要配慮者に関する情報の共有
 - ② ボランティア団体等の把握、登録等
 - ③ ボランティアの受け入れ体制の整備
 - ④ 被災者への融資
- (2) **各地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所等**
 - ① 要配慮者に関する情報の共有
 - ② 在宅者への対策
- (3) **民生児童委員協議会**
 - ① 要配慮者に関する情報の共有
 - ② 日常の自主防災活動
 - ③ 在宅者への対策
 - ④ 要配慮者への広報
- (4) **町内会等の地域自治組織及び自主防災組織**
 - ① 災害情報の収集及び伝達
 - ② 避難支援計画の策定
 - ③ 消火器等による消火負傷者の救出救護
 - ④ 負傷者の救出救護及び地域住民の避難誘導

- ⑤給食・給水活動
- (5) 伊達みらい農業協同組合
 - ① 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 農作物災害応急対策の指導
 - ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - ④ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - ⑤ 有線放送施設の復旧
- (6) 伊達市商工会（伊達町・梁川町・霊山町・月舘町）・保原町商工会
 - ① 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 災害時における物価安定についての協力
 - ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ④ 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力（まちなかタクシー事業）
- (7) 水道工事公認業者
 - ① 市が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - ② 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
- (8) 金融機関
 - 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (9) 病院等医療施設の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ③ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ④ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (10) 社会福祉施設等の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 災害時における収容者の保護及び誘導
- (11) 学校法人
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練
 - ② 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (12) 危険物施設の管理者
 - ① 安全管理の徹底
 - ② 防護施設の整備
 - ③ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (13) LPガス関係（LPガス販売業者）
 - ① 安全管理の徹底
 - ② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (14) 福島県北森林組合
 - ① 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 被災組合員に対する融資の斡旋
- (15) 火薬類事業者
 - ① 安全管理の徹底
 - ② 火薬類施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第6節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自らの災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するものとする。